

客引き行為等禁止区域の指定について（答申）

令和8年1月22日

北九州市客引き行為等適正化推進協議会

1 はじめに

北九州市客引き行為等適正化推進協議会（以下「協議会」という。）は、北九州市客引き行為等の適正化に関する条例（以下、「条例」という。）第17条に設置が規定されており、「客引き行為等禁止区域（以下「禁止区域」という。）」の指定に関する事項及び客引き行為等の適正化のための取組に関し市長の諮問に応じ、協議会が提言等を行うことになっている。

このたび、条例制定時の「小倉都心客引き行為等禁止区域」（魚町・京町の一部）の指定に加え、鍛冶町・堺町・紺屋町の指定について諮問を受け、令和7年10月27日、同年12月1日に協議会を開催した。

2 禁止区域の範囲設定の考え方

条例による規制は、営業の自由を制限するものでもあることから、「小倉都心客引き行為等禁止区域」の指定にあたっては、迷惑行為の実態などを考慮し、範囲を明確かつ最小限とすることに加え、下記の要件を満たすものとして慎重に判断した。

- （1）人の往来が多く、客引き行為等をする者が多数存在する区域
- （2）客引き行為等を行う者が、つきまとう等の迷惑行為を行っている区域
- （3）来街者の玄関口となる駅前等、交通機関の結節点であり、客引き行為等が行われることで、公共空間の安全な通行、快適利用の阻害及び著しく市のイメージダウンに繋がると考えられる区域
- （4）当該区域内の地域団体から禁止区域の指定の要望がある区域
- （5）当該区域内において、地域団体による迷惑な客引き行為等をさせないために市等と協働した取組が行われている区域

これらを踏まえ、今回の鍛冶町・堺町・紺屋町地区の指定について考察することとした。

3 主な委員意見

- (1) 北九州市内外からの来訪者にとって、道の真ん中にたむろする客引きは、非常に歩きにくく、不快感を与えている。
- (2) 鍛冶町・堺町が客引きで迷惑していることは間違いない。これが排除できれば、地区の治安も改善すると思う。
- (3) 魚町・京町地区は、禁止区域の指定に至るまで、自主的に様々な取組を行ってきた。地元での啓発活動や自主パトロールなどの自助努力が不足している。
- (4) 嘆願書について、地区の店舗数に比べ、署名数が少ない。対象地区が歓楽街であり、飲食店がほとんどを占めるという特性を考慮するとしても、自治会などを含めた地区全体の合意がなされていることを示すことが必要である。
- (5) 今後の「客引きゼロパートナーシップ北九州」の活動状況も見ていく必要がある。
- (6) 地元として、注意喚起のための掲示物や放送など、ビルオーナーの協力を得て行うことは可能。
- (7) 紺屋町の指定要望について、鍛冶町・堺町が禁止区域に指定された場合、客引きが紺屋町に流れる恐れがあるということは、理解できる。

4 答申

本協議会でのこれまでの議論を受け、鍛冶町・堺町・紺屋町地区において、客引き行為が多数行われ、その悪質性が看過し得ない状況にあることは十分理解できるが、現時点においては、地域における自主的な取組や、自治会等をはじめとする地域全体での合意形成が、十分になされているとは言い難く、自助・共助の動きを見てから判断すべきと考える。

については、今後、市当局において、それらの活動の進捗が具体的に確認され、継続的に行われると認められた場合については、客引き行為等禁止区域指定について、適切に判断されたい。

なお、客引き行為等禁止区域を拡大する場合は、事業者・地域住民・その他関係者が協力した取組を継続すること。